

佐伯市お試し滞在補助制度

佐伯市では、移住を目的に本市へ訪問して移住活動をした方に対して、宿泊費と交通費の一部を補助する「佐伯市お試し滞在補助」を創設しました。
佐伯市への移住を検討されている方は、ぜひご活用ください。



【対象者】

- 佐伯市以外にお住まいの方
- 20歳以上45歳未満の方
- 移住活動を行うため佐伯市を訪れる方
※移住活動・・・①市役所での相談 ②市内宅建業者を通じて物件の現地確認を必ず行う必要あり

【補助対象経費及び補助額】

- 宿泊費・・・宿泊費実費の1/2
※上限4,000円、同行者がいる場合は上限8,000円



- 交通費・・・定額（下表の通り）



補助対象者の現住所地	補助金の額
大分県（大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市及び日出町に限る。）	1,000円
大分県（中津市、日田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、九重町、玖珠町及び姫島村に限る。）又は宮崎県	3,000円
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県又は鹿児島県	5,000円
山口県、徳島県、香川県、愛媛県又は高知県	10,000円
鳥取県、島根県、岡山県又は広島県	15,000円
上記以外の都道府県	20,000円

【問合せ先】

大分県佐伯市中村南町1番1号
佐伯市役所 地域振興課 移住・定住推進係
TEL：0972-22-3033
FAX：0972-22-0025
E-mail：saiki-eiju@city.saiki.lg.jp

佐伯市お試し滞在補助制度 ご利用の流れ

★ は申請者が行う手続きです。



STEP1 まずはお電話でお問合せください

- ◆ 佐伯市地域振興課移住・定住推進係
- ◆ 電話番号：0972-22-3033
- ◆ 受付時間：8:30～17:00（土・日・祝日を除く）

活動予定日、内見希望の空き家バンク、宿泊有無等を確認させていただきます。



STEP2 お試し滞在を実施する2週間前までに、市役所窓口又は郵送で申請

<必要な書類>

- ◆ 補助金交付申請書（様式第1号） ◆ 住民票謄本
- ◆ 活動計画書（様式第2号） ◆ 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第3号） ◆ その他市長が必要と認める書類



STEP3 交付決定

「補助金交付決定通知書（様式第4号）」を送付し、補助金の交付が決まったことお知らせします。



STEP4 お試し滞在

※以下の活動はどちらも必ず行う必要があります。

- ◆ 市役所での相談 ◆ 市内宅建業者を通じて物件の現地確認



STEP5 お試し滞在終了後、活動報告書等を提出

<必要な書類>

- ◆ 実績報告書（様式第6号） ◆ 活動報告書（様式第7号）
- ◆ 補助対象経費の領収書コピー ◆ その他市長が必要と認める書類



STEP6 確定通知

「補助金の額の確定通知書（様式第8号）」を送付し、補助金の確定額をお知らせします。



STEP7 確定通知を受領後、補助金交付請求書を提出

<必要な書類>

- ◆ 補助金交付請求書（様式第9号）



STEP8 補助金のお支払

ご指定の口座にお振込みします。